

# 中泊町農業委員会会議録

令和3年5月14日

中泊町農業委員会

令和3年中泊町農業委員会5月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月14日(金) 13時30分～

2. 開催場所 小会議室2

3. 出席委員(14人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員			2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(1人)

委 員	1番	外崎 満幸		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第2号 農地移動あっせん委員会の結果について

報告第3号 農地転用許可不要案件届出について

報告第4号 農地所有適格法人の報告について

【議案】

議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第6号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第8号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第9号 中泊農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について

協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 外 崎 健 太

主 事 小 寺 隆 斗

## 7. 会議の概要

事務局  
(局長)

ただいまから、令和3年度中泊町農業委員会5月定例総会を開会いたします。  
本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。

### ◎日程第1 会期の決定について

議長  
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。  
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。  
次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。  
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、3番三上委員、4番藤田委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議の書記には事務局職員の外崎主査と小寺主事を指名いたします。  
以上で日程第2を終わります。

### ◎日程第3(報告・議案)について

次に日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局  
(外崎)

3ページをお開きください。  
報告第2号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和3年4月実施分)の結果について、次のとおり報告する。令和3年5月14日提出 中泊町農業委員会会長。  
次のページをお開き下さい。4月分の農地移動あっせん申し出は1件ございました。  
内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思っております。以上で報告を終わります。

議長  
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第2号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

無いようですので、報告第3号について事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局  
(外崎)

5ページをお開きください。  
報告第3号「農地転用許可不要案件の届出について」農地転用許可不要案件の届出について、別紙のとおり報告する。令和3年5月14日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。農地転用許可不要案件届出が1件ございました。内容は、中里地区に金木消防署を補完する統合機能を有する「(仮称)統合消防署」の新築であります。地方自治体で行う転用で許可不要案件となっておりますのでご報告いたします。内容については資料をご覧ください。

議長  
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第3号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

無いようですので、報告第4号について事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局  
(小寺)

12ページをお開きください。  
報告第4号「農地所有適格法人の報告について」農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について、次のとおり報告する。令和3年5月14日提出 中泊町農業委員会会長。

事務局  
(小寺)

13ページをご覧ください。  
農地所有適格法人については農地法に基づき、事業決算後に法人形態、事業内容、構成員、役員等が記載された書類を農業委員会に提出することとなっております。  
提出された書類を審査したところ、すべてが要件を満たしていますのでご報告をいたします。  
以上です。

議長  
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第4号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

#### ◎議案第5号

議長  
(会長)

議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局  
(小寺)

16ページをお開き下さい。  
議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。令和3年5月14日提出 中泊町農業委員会会長。

議長  
(会長)

議案第5号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

田中委員

議席2番 田中です。  
それでは報告いたします。去る5月6日、私と藤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は所有権移転が3件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。  
以上ご報告いたします。

議長  
(会長)

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局  
(小寺)

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号5番から7番の3件ございました。内訳は、売買が3件です。  
それでは順次ご説明いたします。

17ページをお開きください。  
受付番号5番は、中里字宝森地内の1筆の田545平方メートルの売買です。  
譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

受付番号6番は、中里字宝森地内の1筆の田161平方メートルの売買です。  
譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

受付番号7番は、芦野字福泊地内の5筆の田7,168平方メートルの売買です。  
譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

受付番号5番から7番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長  
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長  
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

#### ◎議案第6号

議長  
(会長)

議案第6号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局  
(外崎)

20ページをお開き下さい。議案第6号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。

令和3年5月14日提出 中泊町農業委員会会長。

議長  
(会長)

ありがとうございました。  
それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

藤田委員

それでは報告いたします。去る5月6日、私と田中委員及び事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第4条の申請は、2件ございました。

申請地は宮野沢字蛸澤地内の1筆の田と中里字紅葉坂地内の1筆の田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局  
(外崎)

21ページをお開き下さい。それではご説明いたします。

受付番号1番は、宮野沢字蛸澤地内の1筆の田で面積は223㎡です。

転用目的は、農作業場の新築による宅地への用途変更であります。申請地は、中泊町役場から東に約1600mの距離にある農地です。資金計画としては、金融機関からの借入ですが、こちらも金融機関関係者とローン審査等について確認しておりますので問題ないと思われま

す。周辺農地等への影響については、申請地付近農地及び農作物に影響を及ぼさないと考えられます。許可基準に定める農地の区分としては、運用通知第2の1の(1)のイの(a)で、1種農地の不許可の例外の許可できるものと判断しました。よって、その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

続きまして受付番号2番は、中里字紅葉坂地内の1筆の田で面積は1,055㎡です。

転用目的は、報告で申しあげた転用許可不要案件の消防署新設工事に係る仮設備の設置のための一時転用です。周辺農地等への影響については、北、西は宅地、南は道路、東は農地であるが、申請地付近農家からも苦情はないため、農作物に及ぼす影響はないと思われま

す。許可基準に定める農地の区分としては、運用通知第2の1の(1)のオの(a)の(b)で、その他の第2種農地と判断しました。よって、その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

議長  
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長  
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第7号

議長  
(会長)

議案第7号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局  
(外崎)

29ページをお開き下さい。議案第7号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和3年5月14日提出 中泊町農業委員会会長。

議長  
(会長)

ありがとうございました。  
それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

田中委員

それでは報告いたします。去る5月6日、私と藤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条の申請は、1件ございました。申請地は尾別地内の2筆の畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上報告を終わります。

議長  
(会長)

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局  
(外崎)

30ページをお開き下さい。それではご説明いたします。  
受付番号3番は、尾別字浅井地内の2筆の畑で面積は1,266㎡です。  
転用目的は、(株)白川建設の駐車場及び資材置き場として利用するための用途変更であります。  
周辺農地等への影響については、申請地付近は町道に面しており、これまでも周辺農地のトラブルがないことから、今後も農作物に及ぼす影響はないと思われれます。  
許可基準に定める農地の区分としては、その他の第2種農地で、小集団の生産性の低い農地に該当するものと判断いたしております。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。以上です。

議長  
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長  
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長  
(会長)

異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

次に議案第8号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局  
(外崎)

35ページをお開き下さい。議案第8号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和3年5月14日提出 中泊町農業委員会会長。

令和3年5月11日付け中農政第67号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

次のページをご覧ください。申請内容は、所有権移転が1件です。内訳は公益社団法人あおもり農業支援センターの買入が1件となっています。

38ページからご覧ください。受付番号2番、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は6,230㎡です。売買価格は1,745万円です。対価の支払い期限は令和3年6月17日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

事 務 局  
(小寺)

続きまして、42ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号27番から41番の15件で、合計面積は136,938平方メートルです。

内訳は、すべて賃貸借終期を迎えるため再設定するものですので、詳しくは資料をご覧ください。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長  
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議 長  
(会長)

何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長  
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第9号

議長  
(会長)

議案第9号「中泊農業振興地域整備計画の変更案について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局  
(外崎)

議案第9号「中泊農業振興地域整備計画の変更案について」このことについて、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)施行規則第3条の2第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり照会があったので、意見を求める。令和3年5月14日提出 中泊町農業委員 整理番号3-1は農振農用地区域から除外であります。申出書によりますと、農振農用地区域内にある中泊町大字中里字紅葉坂地内の3筆の「田畑」、面積が329平方メートルを居住・車庫の木造2階建を建設するため農振農用地区域から除外したいという内容になっております。事業計画者は松坂和哉さんです。

申請地は中泊町役場から東に約メートルほど離れた、西・北が農地、南が7m以上の車道と歩道を有した町道に面しており、市街化の傾向が著しい区域に隣接する区域その他市街化が見込まれる区域内にある農地のうち、役場からおおむね500m以内の区域であると認められます。以上の条件から当該申請地は、農地区分 第2種農地 許可基準の第2の1の(1)のオの(ア)のaのbに該当するものと考えられ、事業計画者が当該申請地以外に居住・車庫の建築地として、近隣周辺にこれといった適地がないことを考慮すれば、農用地区域から除外もやむを得ないのではないかと考えられます。

整理番号3-2は農振農用地区域から除外であります。申出書によりますと、農振農用地区域内にある中泊町大字小泊字朝間地内の1筆の「田」、面積が3,087平方メートルを資材置き場の建設のため農振農用地区域から除外したいという内容になっております。事業計画者は齋勝建設(株)代表取締役の齋藤彰浩さんです。

申請地は小泊支所から南東に約1,500メートルほど離れた、東・西・南が会社敷地等、北が農地に囲まれており、申請の農地と隣接する土地と一体として銅市事業の目的に窮するもので全体面積に占める第1種農地の面積が1/3を超えない場合の不許可の例外であると認められます。以上の条件から当該申請地は、農地区分 第1種農地 許可基準の第2の1の(1)のイの(イ)のfに該当するものと考えられ、事業計画者が当該申請地以外に資材置き場の建設地として、近隣周辺にこれといった適地がないことを考慮すれば、農用地区域から除外もやむを得ないのではないかと考えられます。

以上、中里農業振興地域整備計画変更案についての説明とさせていただきます。

議長  
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑にはいりません。

議長  
(会長)

何かご意見等ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。  
議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

異議がないようですので、議案第9号は原案のとおり決定いたします。

議長  
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局  
(外崎)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

議長  
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、令和3年度中泊町農業委員会5月定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年5月14日

(松坂 龍美)

農業委員会  
会長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_